

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	森林経営計画認定事務			事業コード	1944
所属コード	154000	課等名	産業振興課	係名	畜産林業グループ
課長名	畠山栄幸	担当者名	吉田麻莉	内線番号	255
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名 (H26)	－			
特記事項 (H26)	－			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 年度
根拠法令等 (H26)	森林法第 11 条			

(2) 事務事業の概要

森林法に基づき、申請のあった森林経営計画を審査し、認定する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

森林法改定により、平成 24 年度より森林経営計画制度となる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

民有林

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 民有林面積(玉山区)	ha	20,590	20,590	20,590	20,590	20,590
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

森林所有者が作成した施業に関する計画を審査した。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 計画認定面積(玉山区)	ha	－	0	741	1,500	110.04
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

5 年を一期とする森林経営計画を団地ごとに作成し認定を受けることで，林の計画的施業が行われる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 施業が行われた民有林面積	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	ha	280.42	266.56	276.72	250	233.85
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円					
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	200	260	200	200	200
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	800	1,040	800	800	800
計	トータルコスト A+B	千円	800	1,040	800	800	800
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

計画を立てることにより適正な管理が行われ、生産性向上が図られることが期待されるが、計画により皆伐制限や最低伐採量保障が課せられるため、所有者の裁量に基づく自由な施業が阻害されている面がある。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

すべての民有林（国有林の分収造林を含む）で計画作成が可能である。

④ 廃止・休止の影響

森林法に基づく事業であり，廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

森林法上の類似の計画制度が多数存在していた。平成 24 年度からの森林経営計画制度によりある程度は整理された。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

すべての民有林（国有林内の分収造林を含む）で計画作成が可能である。

(4) 効率性評価

最低限の費用で行っている。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	農林業の振興	コード	21
	小施策（推進項目）	生産基盤の整備	コード	21-2

(2) 改革改善の方向性

森林経営計画制度は，森林整備のための国庫補助が使用できる反面，森林施業の自由度が制限される面があり，計画制度の適用拡大がかえって森林所有者や経営者にとって負担となる危険がある。森林経営計画制度に基づく国庫補助を利用してもらい，森林整備を進めるだけでなく，

計画制度によらずとも良識的かつ自由な施業を望む森林所有者が存在しえるような制度面での工夫も必要である。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

岩手県においては県独自財源「いわての森林づくり県民税」を利用した森林整備事業があり、補助要件として森林経営計画の策定を必要としていないので、それを活用して森林計画制度によらない施業を行うことは可能である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、森林所有者の経営計画を基に審査を行い、引き続き認定事務を進めながら、さらには、森林経営計画を樹立していない地域及び所有者等への指導を並行して実施してまいりたい。